

～秋田県社会保険労務士会アドバイス～

宿日直許可取得後の労務管理に関するQ&Aについて

医療労務管理アドバイザー 社会保険労務士 高田 諭

前号（17号）のニューズレターでは、宿日直申請に向けたQ & Aを紹介させていただきました。本号では、宿日直許可取得後の労務管理に関するQ & Aを紹介させていただきます。宿日直申請取得後の労務管理の一助となりましたら幸いです。

Q 1. 宿日直許可を得た当直中及び日直中の時間帯に、許可を得ていない業務を行った場合、その業務が短時間であれば、当直中又は日直中の業務として取り扱い、時間外手当ではなく、宿日直手当を支払っても大丈夫でしょうか。

A. 結論を申し上げますと、時間外労働として割増賃金の対象となります。
一般的に軽微な作業であっても使用者の指示のもとに業務を行っている時間は労働時間として解されるのが前提です。

宿日直許可について：常態として、ほとんど労働をする必要のないこと

定時的巡視、緊急の文書または電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とする働き方が対象となります。

なお、始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うなど、通常の労働の継続は、原則として許可の対象となりません。

（厚生労働省リーフレット「宿日直許可申請を検討する事業主の皆さまなどへ」より）

ただし、医師又は看護師等一定の医療業務従事者が、当直中又は日直中に（※）特殊な措置を要しない軽度な業務又は短時間の業務について、宿日直許可申請書に記載の上、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に申請、許可を受けた後、当該許可を受けた業務を行った時間については、先述の時間も含め宿日直許可の範囲内とされます。

（※）特殊な措置を要しない軽度な業務又は短時間の業務の例については、令和元年7月1日付の厚生労働省労働局長通知「医師、看護師等の宿日直許可基準について」において、次のページに記載のとおり例示されています。

《裏面に続きます。》

勤務環境の改善に関する医療機関からの相談をお受けします。
まずは、お気軽にお問い合わせください。

秋田県医療勤務環境改善支援センター

○勤務環境改善全般に関すること 018-860-1403

○労務管理に関すること 018-863-1777

平日 9:00～17:00

◆（参考）特殊な措置を要しない軽度な業務又は短時間の業務について

宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。例えば、次に掲げる業務等をいい、通常の勤務時間と同態様の業務は含まれないこと。

- ・ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等（軽度の処置を含む。以下同じ。）や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・ 医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（例えば非輪番日であるなど）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・ 看護職員が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（例えば非輪番日であるなど）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
- ・ 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと

「医師、看護師等の宿日直許可基準について」（抜粋）
（令和元年7月1日 都道府県労働局長宛 厚生労働省労働基準局長通知）

Q2. 宿日直許可を取得していますが、許可を受けた当時の業務内容と現在の業務内容が大きく異なっています。このまま、過去の宿日直許可を根拠に宿日直を行わせても問題ないですか。

A. 許可を受けた業務が申請当時と大きく異なっている場合、当直中及び日直中に行う可能性のある業務の多くが許可外の業務となる可能性があるほか、宿日直手当の支払いのみ行っていた場合、割増賃金の不払いとなる恐れがあります。このような場合は、宿日直許可を現在の業務内容に改めた上で、再度宿日直許可の取得をお勧めします。

◆（厚生労働省）2月27日～3月9日 医療機関の働き方改革セミナーについて

医師の労働時間の上限規制が2024年4月から施行されることに伴い、「多職種協働・連携」をテーマに、オンラインセミナーが開催されます。

くわしくは、別添のチラシ、下記URLをご参照ください。

● <https://www.jmar-llg.jp/ikisapo2022.html>

◆特例水準の指定に向けたスケジュール等について

特例水準（連携B/B/C-1/C-2）の指定に向けたスケジュールや、評価センターのリンク等を秋田県のホームページに掲載しております。

● <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/67750>

勤改センターでは、労働時間把握のためのツールを提供しております。詳細については、いきサポ＞役に立つ情報＞国の施策情報「勤務実態調査支援ツールの提供について」をご覧ください。

<https://iryuu-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/>

